

市民会館の整備検討懇談会開催要綱 新旧対照表

現 行	改正後
(役割) 第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。 1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関すること。 2 その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。	(役割) 第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。 1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関すること。 <u>2 今後の市民会館の管理運営の方向性やあり方に関すること。</u> <u>3</u> その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。
(謝金等) 第 2 条 第 3 条第 1 項に規定する者には、懇談会への出席に係る謝金及び旅費を支払うことができる、	(謝金等) 第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する者には、懇談会への出席<u>又は意見の聴取</u>に係る謝金及び旅費を支払うことができる、

付 則

この定めは、令和元年 8 月 6 日から施行する。

付 則

この定めは、令和 2 年 7 月 2 8 日から施行する。